

2013年12月12日

経済産業大臣 茂木 敏充 様

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己 様

福島県農民運動連合会

会長 鶴田 俊英

TEL 024-546-7229

原発事故による損害賠償に関する申し入れ

原発事故以来2年9ヶ月、未だに福島県民15万あまりが避難を余儀なくされ、放射能汚染水の処理もままならない状況に、「未来」を描けない状況にあります。さらに、東京電力は損害賠償の打ち切りを進めています。当初支払った賠償を反故にして、「当時の支払いは、誤りだった。」として、請求された賠償金の支払いを拒否する「賠償事案」を拡大しています。

国・東電は「加害者」としての責任を果たし、誠実で迅速な下記事項の速やかな賠償支払を行う申しことをう。

記

① 農業経営において営農継続を断念した農家の経営を委託され、面積を増やした農家に対して東電は、「面積拡大分」の支払いを拒否している。基準年販売数量に面積拡大分も加えて損害賠償すること。

② 放射能検査機器の購入費用及び取引先業者等から求められたすべての検査にかかる費用を賠償すること。

③ 漁業者の償却資産のうち、漁網・漁具の賠償基準が決まっておらず、賠償が遅れている。基準を決め、早期に賠償すること。

④ 原発事故の時点で育成中であった果樹・山菜等について出荷実績がないという理由で賠償されていません。早い時期に請求していれば期待所得額で賠償されたかもしないが、今の時点では育成